

谷口委員

最初に、緊急財政対策案についてお伺いしたいと思います。

調査会である神奈川臨調からの中間報告が出てから、一体県はそれに対してどういう対策を具体的に取るのかということがずっと注目されてきました。過日、これが発表されたわけでありますけれども、結論から言うと、新聞各紙等にも書いてありますけれども、例えば新たな廃止 4 施設のみとか尻すぼみとか後退というような見出しが出ておりました。

私はこの委員会でもずっと申し上げてきたように、最終的には、私からすれば予想どおり、想定内という感じがしております。というのは、余りにも大きな花火を打ち上げて、どこに着地点を求めるとかということがはっきりしないまま、この議論が始まってしまった。ある意味、風呂敷を広げ過ぎたというか、そういうところもあって、こういう結論になったのは至極当然だろうなというふうに思っております。

その一方で、今回中間報告が出る少し前から、この辺の県有施設の全廃とか補助金のゼロベースからの見直し等々の報道も出て、市町村とか、それから各種団体の皆さんも非常に不安にかられている、そういう声もたくさん伺っておりました。半年近く、3 箇月、4 箇月にわたってこれだけ県内で様々な方に不安を抱かせる等、混乱を引き起こして、最終的にこういう結論になってしまった。私は、知事は調査会を立ち上げたわけで、こういう検討をしてきたわけでありますけれども、一体何をやりたかったのかなというのが見えてこないんですね。そういう意味で、この点について、そういう観点からも伺ってきたいと思います。

調査会の中には企業のトップの方もおられて、民間からの視点ということで様々な意見を述べられておりましたけれども、実際、企業と似ているところもあれば、企業は、ある企業が撤退すれば他の企業が代替できますけれども、県が関わっている部分はそうではない部分が非常に多いと思います。

この対策案では、結論的には新たな廃止が 4 施設ということであります。これだけの時間と、恐らく職員の皆さんも徹夜をされた方もたくさんいらっしゃったでしょうし、これだけのエネルギーとコストを使いながら、この程度の結果になってしまったことについて、まず見解をお伺いしておきたいと思っております。

予算調整課長

今回の緊急財政対策でございますが、緊急財政対策本部調査会からの厳しい意見、今委員からございました例えば施設については全廃、あるいは補助金については一時凍結の上、見直しと、こういった厳しい意見を受け止めて、県として、行政として、果たしてどういう政策につなげていくかということを一庁を挙げて検討してまいりました。その結果、今回こういった形で緊急財政対策案をお示ししたわけでございます。

私どもといたしましては、施策事業、特に補助金、それから支出につきましてはゼロベースから見直すべく内部で検討、調整してまいったところでござい

まして、基本的な考え方につきましては、この調査会の最終意見にも沿うものだというふうに考えてございます。

もちろん様々な評価はあろうかと思えます。ただ、今回、こういった施設ですとか補助金につきまして全てを見直しの対象とし、ゼロベースから県民の皆様にご一定の方向性をお示ししたということは、これまで取組としてはございませんでした。そういった意味では、私どもとしても一歩進んだ取組を今回踏み出したのかなというふうに評価しているところでございます。

谷口委員

今、補助金全般、また県有施設全般についての見直しがある意味できたというお話がありましたけれども、それは膨大な作業の中の副産物であって、これだけのエネルギーとコストをかけてきた副産物としては、私はやはりエネルギーやコストに見合わないものだというふうに思います。

もう一つ、今回の対策案を見て思ったのは、新聞紙上では、例えば廃止が有料施設のみとか、それから移譲を検討というのが 44 施設というふうにありますけれども、実際この報告書を読むと、一つ一つ見て計算しないとこれからは幾つ廃止して幾つ基準を検討するのかというのが全く読み取れないんですね。それも不親切であるし、若しくはあえてそういうふうにしたのかもしれないけれども、そういうことを書き込まなかった理由をお伺いできますか。

行政改革課長

確かに委員言われるように、それぞれのカテゴリ一別に集計した結果を書き込めばよかったのかなと、今お話を伺っていて思っているところでございます。

書き込まなかった理由といたしましては、それぞれの施設につきまして、様々な視点から見直した結果を県民利用施設、出先機関、また指定管理施設、そうした区分別に、それもまた所管局の順番に並べるといふところでお示しして、その方が分かりやすいという面もあろうかというところでお示したところでございます。

谷口委員

やはり結果が調査会の提案とは相当かけ離れたものであるがゆえに、あえて書かなかったのではないかなというふうに思っています。

確かに個別のものを一覧として表記していただくのは、細かな点を見るのに非常に便利なんですけれども、結論は大枠で示していただかないと、この対策案は神奈川県ホームページにもPDFでアップされておりますけれども、これだけを見ると、県の皆さんは一体どこをどうするのかははっきり分からないと思いますので、今後しっかりと意識してやっていただきたいと思えます。

そこで、もう少し話を進めていきたいと思えますけれども、廃止が新規のものについては4施設と、それから移譲、検討というのが44施設あるわけですけれども、先輩方に伺うと、これまでも県の皆さんと議会とで財政対策として様々な形でコストの削減等を行ってきたというふうに伺っております。

そういう中で、今回、移譲について44の移譲を検討することなんですけれども、実際、この中でもう既に移譲の見込みのあるところ、若しくは移譲がある程度決定しているところ、更には既に調整を開始しているのかどうか、その点について状況をお伺いしたいと思えます。

行政改革課長

今回お示ししました検討の方向性、特に移譲ということでございますけれども、これは調査会の意見を受けまして、現時点での私ども県の考え方をお示したものでございます。今回、移譲を含めた検討として整理した施設は44施設でございますが、いずれもこれから移譲先を含めた具体の検討、調整に入ることになっておりまして、現時点で移譲先等が決まっているというものはございません。

谷口委員

そうすると、これから移譲するかどうか結論を出して、相手先と調整しながらということですか。ということは、44といっても、ここから減ってくる可能性が大きいということによろしいのでしょうか。

行政改革課長

検討の方向性として移譲を含めた検討とさせていただきます。これは、これから例えば移譲先として想定されるところと調整していく中で、他の方向性が出ることも当然想定されますし、またその可能性を否定するものでもございません。

また、逆に、移譲以外の区分で分けているもの、検討の方向性を示しているものにつきましても、また今後の検討、調整の中で、例えば移譲という可能性、選択肢が出てくるものもあるかもしれないと考えております。

谷口委員

今のお話を伺っていても、恐らく最終的な着地点のところでは、移譲ができる場所はそう数が増えるような見通しではないなという感触を受けています。

今回、廃止も含めて、また移譲等、今回の対策案の中で出てきたものを見ても、やはり冒頭でも申し上げたように、風呂敷を広げ過ぎて、若しくは花火を打ち上げたんだけど、落とすところがはっきりしないまま迷走していたという感が否めないですね。

知事は、一方で経済のエンジンを回すということで、具体的な施策も多少は盛り込まれていますけれども、これが財政的にプラスになるというのもちょっと疑問を感じる場所なんです。各紙とも書いていましたけれども、やはり今回の緊急財政対策で目指すべき目標は数字としてしっかり示していかないと、県民の皆さんも、一体県がどういう方向に様々な施設や補助金等をもっていくのか、その先が見えないというところがあるんですね。そういう意味で、私はやはりきちんと数値目標を示していくべきだというふうに思うんですけれども、この辺についての見解をお伺いしたいと思います。

予算調整課長

緊急財政対策でございますけれども、基本的にはまずは当面2箇年の財源不足1,600億円、これを歳出削減と地方交付税等の歳入確保対策、こういった様々な対策を総動員して何とか賄うこと、これがまずは当面の目標だというふうに考えてございます。

緊急財政対策につきましては、調査会の御意見の中でも、合意形成に向けた協議、調整を図りながら取り組むべきとされてございまして、県としても一方的に例えば施設の廃止あるいは補助金の廃止、これを決定するのではなく、市

町村や関係団体に丁寧に説明させていただきながら、理解を求めるとのこととしてございます。

したがって、例えば施設で幾らですとか、あるいは補助金で幾らといった数値目標ありきの進め方で取り組んでいくべきと考えているところではございません。当面、私どもといたしましては、緊急財政対策の推計の中でお示いたしました 1,600 億円の歳出削減、これを目標として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

とはいっても、1,600 億円の内訳を、やるのであればしっかりと示すべきであらうと思います。

もうちょっと遡って言うと、私自身は調査会の設置自体が間違っていたのではないかというふうに思っているんですね。というのは、先ほどもお話がありましたけれども、今回の対策案を出して、例えばその後、委員から意見が寄せられていないという話もありました。これだけ思い切った提案が調査会から出ていながら、委員の皆さんはかなりしぼんだ対策案について何のクレームもないのか、私は不思議に思っておりますし、そういう意味で、今回の調査会の設置自体が、私は当局も県も議会も一緒になってこれまで一生懸命様々なことに取り組んできたわけですから、先ほどお話がありましたように、現状について県から知事に対してもっと事前にしっかりと話をさせていただくべきではなかったかなというふうに思っております。

あと、補助金のことについても若干触れておきたいんですけども、新聞記事のコメントの中にも、これはどなたが話したか分かりませんが、生首を切られるような話だというお話もありましたし、実際はなかなか進んでいかないのではないかなと思います。

それから、所管外ですからここは質問はしませんけれども、例えば県として神奈フィルを応援していこうと言っている一方で、この補助金の見直しの項目の中にも、神奈フィルの補助金や支援推進事業補助金等も含まれておるので、この辺の整合性もどうなっているのかなと疑問に思うところであります。

そして、今度これから教育臨調の方は財政対策本部とは切り離して行くんでありますけれども、教育臨調について、もともとは財政対策本部から発想されて出てきたものであると思うんですけども、教育臨調についての位置付けをもう一回改めて確認しておきたいと思っております。

総合政策課長

緊急財政対策本部の調査会の意見といたしまして、私学助成も含めた教育の在り方につきましては、幅広い範囲に踏み込んだ議論が必要となることから、専門家も交えた別な組織を設けて十分議論を尽くした上で結論を出すべきという意見集約がなされたものでございます。教育の在り方につきましては、次代の担い手を育む重要な問題であるということだけではなくて、児童・生徒ですとか、あるいは学校関係者の関心が非常に高いということがございます。

また、教育を支えるに当たりましては、地域、市町村の企業、こういったところと力を合わせて取り組んでいかななくてはならないということ等がございしますので、教育に係る有識者で構成する会議を設置いたしまして、神奈川の教育

の在り方について検討することとしたところでございます。

谷口委員

これから財政対策本部として切り離して動いていくということだと思いますけれども、いずれにしても、知事が当初始められたエネルギー関連、ソーラーもそうですけれども、先ほどお話しされていた神奈川県構想もそうですけれども、今回の神奈川県臨調も含めて、やはり行き当たりばったりという感が否めません。また、大風呂敷を広げて、また大きな花火を打ち上げてという、混乱を招く要素がいっぱいありますので、特に次の教育臨調のところは、お子さんたちにも関わっているところでもありますので、くれぐれも慎重に、その発信についてはきちんと議論した上で発信していただくように要望しておきたいと思っております。

続いて、中長期の課題のところなんですけれども、本会議等でも知事からの発言もありましたけれども、中長期の課題のところでは臨財債に対する知事の発言、注目が大きいというふうに思っております。ただ、実際に今臨財債を交付税等に還元させていくということというのは、今の財政状況を見てもそうですし、これから社会保障費が膨らんでいく、先ほどの県の義務的経費の見直しでも、介護・措置・医療関係費が膨らんでいく中で、臨財債を交付税に還元させていくということに相当な壁があるというふうに思うわけなんですけれども、ちょっと確認しておきたいんですが、今回思い切った財政対策をとっていけば、臨財債を発行せずに県の運営を回していくということは可能なのか、県当局の見解を確認しておきたいと思っております。

予算調整課長

現在の地方財政制度上、臨時財政対策債は地方交付税に代わるものと位置付けられてございます。現実に多額の割当てを受けておまして、この緊急財政対策だけで臨時財政対策債を発行しない財政運営ができるものとは考えてございません。

しかしながら、今回の緊急財政対策でございますけれども、将来に負担を先送りすることのない行財政運営の実現に向けた第一歩というふうに位置付けているわけでございますので、そうした意味で、今後できるだけ将来に先送りをしない、県債に依存しない財政体質、これをつくっていく取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

今お話がありましたように、あくまでも交付税の肩代わりというか、代わりとして発行しなければいけない、そういう制度になっておりますので、幾ら県の方が財政対策をしてやっても、臨財債なしでというわけにはいかないというお話でありました。

そうであるならば、例えば今回、先ほどもお話がありましたけれども、昨日、財産活用推進プロジェクトチームが発足して、県も様々な資産の有効活用を図っていくというお話でありますけれども、幾ら県が一生懸命頑張っているいろいろな対策をしても、臨財債を含めて公債費のところは、特に臨財債のところはなかなか減っていかない。そういう中で、県の施設を今売り払ってしまうと、将来的に有効に活用できたものが、ある意味、なくしてしまうという可能性もあ

るかというふうに思いますので、例えば県の様々な資産を処分していく場合に、将来的に残しておいた方がいいというものをしっかりと残しておくということが大事だと思うんですけども、そういう県の将来的な資産の有効活用についての見解をお伺いしたいと思います。

財産管理課長

県有財産につきましては、従来から施設の再編整理等で生じた跡地については、県有地の有効活用に関する基本的な考え方に即しまして、県、市町村ともに利用予定がないという県有地については民間事業者への売却により有効活用を図るということとしております。

緊急財政対策として、県有財産の将来的な利用を十分に検討した上で、現時点において県での利用が見込めないというものについては、施設管理のための支出を削減したり、収入を確保するという観点からも積極的に売却を進めていく必要があるというふうに考えております。

谷口委員

これは要望ですけれども、今使っていない資産を売却して、それで収入を得てということも大事だと思いますけれども、もう少し長期的に考えて、県として戦略的に残しておくべきものは残しておくということをしっかりやっていたきたいとお伺いしたいと思います。

先ほどの臨財債のところですが、これは先ほどから国に働き掛けるというお話がありましたけれども、実際は国に働き掛けるといっても、法律の改正は内閣提出の場合もあるし、議員立法の場合もありますけれども、いずれにしても、これは議会が承認しないと進まない話で、例えば大阪市長は議員に働き掛けて、今回、大阪府の大阪都構想というのを進めてきたわけで、県としても本当に本気になってやっていかないと、幾ら国に働き掛けますと言ってもなかなか進まないのが現状だと思いますね。

そこで、県として臨財債の地方交付税の復元についての実現の可能性をどういうふうに見ているのかお伺いしておきたいと思います。

資金調査課長

本来、国は、地方の財源不足が続く場合には、交付税率を引き上げて必要な交付税総額を地方に配らなければならないとなっております。

したがって、臨時財政対策債によります対応というのは、国がその責任を果たしているとは言えないわけでございまして、本県では臨時財政対策債を早急に廃止するとともに、本来の地方交付税として復元するように強く国に求めているところでございます。

一方、国の中期財政フレームを見ますと、少なくとも前年度の当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らないとされていることで、国、地方それぞれの毎年度の財源不足を見ても、現実的に地方交付税の大幅な増額というのは大変難しい状況にあるというふうには考えてございます。

しかしながら、総務省でも国会で取り上げられております地方交付税率の引上げ、あるいは臨時財政対策債によります地方債の残高の増大ということに対しては問題意識を少しずつ持ってきておりますので、本県といたしましても、引き続き粘り強く国の方に働き掛けることが重要であるというふうに考え

てございます。

谷口委員

ここは本気になって進めたいと思うのであれば、様々な戦略を練ってやっていかなければいけない話であると思うし、また我々議会と一緒に進めていくべきことであると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木委員

1点聞かせてもらいたいんだけど、今のやりとりを聞いていて、私一つ納得がいけないことがあるのは、国、地方自治体、全部フレームが決まっていますよ。その中でどこの県も臨財債の問題を含めて財源不足でみんなあえいでいます。その中で神奈川県だけがどんどん持っているものを売却していこうということですよ。ところが、先ほどの予算調整課長の答弁だと、将来のために借金を残さないようにというお話があるけれども、それと同時に、県の財産そのもの自体はなくなっていくわけですよ。ということは、国としてのフレームの中で神奈川県がどのようにあがいても、その中から浮上することができないような問題を抱えている中で、次から次にこういうような形で手を打つことというのは正しいことなんですかね。

私は売ることが間違いだと言っているのではない。そうではなくて、臨財債の今の流れも、これからまだ先がある。交付税等もこれから増える可能性はもしかしたらないかもしれない。そういう状況下で、自らの資産というのをなくしていけば、次に例えば4年後とか5年後、もっと景気が厳しくなっていくときに、これを救うものは一体何なのか、持ち駒がない中で、どういうふうにやるのかという問題意識を将来見通した上で必要なのではないのか、いかがですか。

予算調整課長

委員御指摘のとおり、確かに現在所有する資産は、将来にわたる資産として有効に活用する、あるいは有効に活用すべきという性格のものであることは間違いないと思っております。ただ、当面、来年度、再来年度の財源不足にまずは向き合わなければいけないという私どもの役割がございます。そのためには、まず第一歩を踏み出さなければいけないという問題意識が一つございます。その中で、もちろん処分できる資産と処分できない資産はあろうと思いますが、その中でもプライオリティーをつけながら、できるだけ、無駄とは言いませんけれども、可能な施設から何らかの格好で処分していき、手持ちの資産を少しでも売却することによって財源不足を埋めていくということで、それと併せて、また国へ制度改正要望を進めていくと。今、県でできることと、それから国に働き掛けていかなければならないこと、これを並行して行うことによって、当面の財源不足に対応していき、あるいは足腰の強い財政基盤をつくっていくという努力は、やはりせざるを得ないものというふうに考えているところでございます。

鈴木委員

この論理を聞けば、そもそもここで論議を交わしていること自体が大変無意味になるということです。なぜなのかというと、まず第一歩を踏み込まなければならぬ。踏み込まなければならぬのは資産の売却なのかという問題が

一つあるでしょう。もう一つは、私どもが何回も皆様方に言っていた効率化の問題や、実質的に県庁の周りだけでも数億というお金を、そもそも本来でしたらば、考えれば、県庁の中に入れられるものを外に借りているという問題、こういうような問題が全然論議もされずに、どんどん施設そのもの自体を売却するかどうかというような問題にもっていくというのは、大変にばかばかしい論議だというふうに思っているんですよ。

今おっしゃったように、そうであるならば、その前から問題になってきている、話に出ていた、これからの神奈川県の内政そのもの自体だって、例えばこの中に出てきているワンストップの問題とか、病床数の問題とかというようなものについても、全部波及していくわけでございましょう。そうすると、今ここで論議をしていることが、将来の神奈川県に対して本当に良いことなのかという問題を、ここで本来だったら、県が提示しなければならない。こういうことをすることによって、将来はこのようになって、このようにやっていくという未来が何も記されない中で、これだけ、例えば数百億というお金が足りないがゆえにこうせざるを得ないんだという論議にもっていくには大変私は矛盾があると思いますよ。ひょっとしたらこれはとても乱暴な言い方だったら許してください。どこの県もみんな我慢している。それは国のシステムが変わらない限り変わらないんだと。その中で自らじっと我慢して、それは借金が増えようが何だろうが、うちのところは頑張るといふようなところがもしあったらしたら、一生懸命身を削りますとるところと変わらないですよ。

今全国の中において地方自治が大変疲弊している。その中でどのようにしたらいいのかというのは全国共通の問題だと思うんですよ。その中で、新たにまた手を打つこと、これは大事なことですけれども、それが資産売却ということであり、それもなおかつこのような状況下の中でいまだに移譲するのか、廃止なのか、そしてどうするのか分からない、このような結論、また方向性をどんどん示していくことは、私はいかがなものかだと思います。これは一度お考えいただければというふうに思います。

谷口委員

次の話題に移りたいと思いますけれども、本庁組織の再編についてお伺いしたいと思います。

最初に、これまで平成 20 年度とか 22 年度にも組織の再編があったかと思うんですけれども、その辺のことをまずお伺いしておきたいと思います。

人材課長

これまでの主に局、当時は部でございましたけれども、再編でございますが、直近では平成 22 年度時点での部を局に改めて局部課制の導入を行っております。ただ、その段階では、それ以前の部はそのままの形で局に移行しておりますので、特にくくりを変えたということはありません。その前に平成 20 年度には総務部、企画部を再編し、また、平成 17 年には今の保健福祉部を設置いたしました。

これまでの一番大きな見直しは、平成 11 年度に環境農政部、環境部と農政部の統合、商工部、労働部の統合などによって、今の局部の連携ができたという状況でございまして、その時点から数えますと約 10 年以上経過していると



いう状況でございます。

谷口委員

大幅にやったのが平成 11 年度で、その後、17 年度、そして 20 年度、22 年度と中間的なものはやっているということなんですけれども、いずれにしても、平成 20 年度にやって 22 年度にやって、余りにも頻繁だと、不断の見直しというのは大事なんだろうけれども、知事が代わったから変えなければいけないのかなど、そんなイメージもあるような感じがするんですが、余りにも頻繁過ぎるような感触を受けるんですけれども、その点についてお伺いします。

人材課長

今、簡単に経緯を申し上げましたけれども、平成 11 年度以降の途中の再編は、衛生部と福祉部を統合して保健福祉部にするとか、あと政策、総務の再編とか、ある意味スポット的な再編でございます。

平成 22 年度は、先ほども申し上げたとおり、部を局に変えるということでございますので、ある意味、今回の再編の狙いは、正に局の在り方が良いのかどうかと、そういうことございまして、平成 11 年度以降、10 年近くたった形をどう見直していくかという、そういうことで今回見直しを行っているところでございます。

谷口委員

再編の狙いについては分かりましたけれども、例えば今回、商工労働局を再編して経済局にするということで、局の名前から今回、労働がなくなる案になっていますね。先ほどからお話が出ている神奈川県構想の中では、ハローワークを国から移譲を受けるということも想定しているように、経済のエンジンを回していくことも大事なんですけど、その一方で、しっかりと雇用を確保していくということが非常に大事な課題になっている中で、局の名前から労働がなくなってしまうということは、単なる名前かもしれませんが、やはり県としてここは力を別のところに置くのかなという感触を受けるんですね。その点についてお伺いしたいと思います。

人材課長

今回、商工労働局を、正に今委員からお話のありましたとおり、経済のエンジンを回していく、そういう政策を強力に推進していく組織ということをお示しするために、仮称でございますが経済局という名称にしております。それに伴いまして、エネルギー関係産業、ロボット産業ですとか、そういうようなことを支援して、また例えば観光振興だとか、そういうところに強力に力を入れていくということでございますけれども、こういった産業の活性化を図るための施策の取組をしっかりと進めていくことは、これが正に雇用の対策ですとか、産業人材の育成ということについても結び付いていくということで、こういったことについても相変わらずしっかりと取り組んでいくと、こういったことを全て含めて神奈川の経済を活性化していく、エンジンを回していくための組織と、こういう位置付けで、ある意味、積極的に経済局という名前を付けさせていただいている、こんな状況でございます。

谷口委員

ということは、例えば経済労働局というふうにはできないんですか。

人材課長

名称はいろいろあろうかと思いますが、ただ、今も申し上げたとおり、コンパクトに経済を回していくんだと、それは雇用等も含めて全て今までどおりやっていくという中で、そういう組織だということを明確にお示しするということから、端的に経済局という名称を付けさせていただく、こんな状況でございます。

谷口委員

是非検討はしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それともう一点、基地部門が今回政策局に移っております。私、厚木基地がある大和は地元なので、今オスプレイの問題もありますけれども、基地問題というのは本当に大きな課題でありますので、これを総務局から今回政策局に移すという目的は何なんでしょうか。

人材課長

今回の組織再編の検討におきまして、基地対策部門に関しては、国際部門と合わせて政策局に位置付けることを考えております。県の国際政策でございますけれども、こういった部門を政策局に位置付けることで、各局に関連する施策、国際関係の施策を全庁的に進めていく、こういう体制をつくってみたいというふうに考えております。

一方、基地対策につきましても、在日米軍ですとか米大使館など外国の政府機関との関係ですとか、あと外務省との交渉ですとか、地元にある在日米軍基地組織との関係づくり等々、こういったことも県の国政政策の一環として強力に取り組んでいく必要があると、こういう考えの下に国際部門と並べて政策局に位置付けたという考え方でございます。

谷口委員

これは今まで総務局の基地対策部となっていたのが、案ですと、政策局の国際・基地部門というふうに書かれておりますけれども、具体的に部の名前もこういう形で並列して並べるような方針なのでしょうか。

人材課長

今回お示しさせていただいた改正案の方の部門につきましては、一応この局に位置付けられる部門、部はどのようなものがあるのかという、あくまでも例示でございます。部の名称につきましては、今後の検討ということになろうかと思えます。

谷口委員

是非、部から基地というのがなくならないようにしていただきたいと思えますので、要望しておきます。

それで、今回の再編の中で一番注目しているのは、クロス・ファンクションを担う担当の課長を配置するということなんですからけれども、具体的に確認しておきたいんですけれども、クロスファンクション担当課長というのは、部に1人なのか局に1人なのか、その辺を確認させてください。

人材課長

現在検討しておりますのは、クロス・ファンクションを担う担当の課長でございますが、これは局に1人置くということで考えております。

谷口委員

局に1人置くということなのですが、実際、これは民間でも行政でもそうなんですけれども、こういう役職をつくっても、実際に機能するかどうかは本当にその運用の仕方次第で相当変わってくるというふうに思います。実際、担当を付けても、例えば一定の週に1回とか、クロスファンクション担当課長が会議を持つような場をつくっても、実際の庁内で横断的な仕事をする上で実効性が保てるかどうかというのは非常に疑問なところなんです。これはソフト面も大事なんですけれども、実際、席の配置、部局の配置で、やはり日頃から意識しなくてもお互いが情報交換できる、そういう仕組みをつくってあげることが私は大事だと思います。そういう意味で、例えば本庁舎に知事がおられますけれども、その周辺に各局の幹部を配置して、日頃から各局が情報交換できる、意見交換できる、そういうことも考えるべきではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

人材課長

やはり組織を超えた情報交換とか、そういうことをしていく上で、風通しの良さというのはある意味、執務環境ということも大変重要ではあるかと思えます。

ただ、今委員の方からお話がありました、一つのところに各局の幹部職員を集めて執務するということが、確かにそれは横の連絡という面ではあるのかもしれませんが、実際の日常業務を進める上で、やはり局にその担当課長を置かなければいけないというようなこともあろうかと思えます。あと当然、県庁の執務スペースという問題もあろうかと思えます。なかなか難しい点はあるだろうと思えます。

ただ、今委員から御指摘いただきましたように、私どももクロス・ファンクションを担当する課長、これはポストとして置いて、例えば月に1回、会議を開けばそれで事はできると、そういうものではないというふうに考えております。いかに実効性を担保するか、ある意味、ラインから外れてスタッフ的に自由に各局との調整をしていくと、その課題を持ち帰って、局の中でそれを実をつけていくという、こういう仕事でございますので、正に部局の連携に関してどうやって実効性を担保するのかということ是非常に重要なポイントだというふうに考えております。

この辺について実際に日常的に情報交換できる、本当にフットワークよく動いていけるような仕組みづくりということを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

谷口委員

今のお話では、今のつくりでは局長なり局の幹部が一堂に会してしまうと、それぞれの局での意思疎通が難しくなるというお話もありましたけれども、後でまたお伺いしますけれども、今回、新庁舎も含めて耐震化を行う、分庁舎も建て替えるというような中で、クロス・ファンクションが本当に機能する、そういうつくりにして、例えば各局の幹部、またクロス・ファンクションの担当課長でもいいです、もっと席の配置とかということを、耐震化を機に進めていくということも一つの案だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

庁舎管理課長

委員御指摘のとおり、建て替えということになりますと、今のビルは大空間をとりまして、スペースの有効活用を図るといったことが中心になりますので、耐震に影響がなければ、建て替えの工夫についてはそんなようなオープンスペースをとるような形になっていくものと思います。

なお、新庁舎を免震改修する場合におきましても、事務室についてもフロアの有効活用を図るということで、今現在、事務室と廊下の間が壁で仕切られておりますが、これを改修いたしまして、オープンフロア化してはどうかという提案を受けております。

これは、オープンフロア化、有効活用の部分もございまして、一方で建築基準法の排煙設備、例えば両側の窓を開けますと自然風で煙が外へ出ますので、そういう設備効果もあるということで、そういう提案を免震の場合にも受けているところでございます。

谷口委員

是非このクロスファンクション担当課長、どういう名称になるかは最終的には分からないですけれども、つくったからには役職だけできたねというのではなくて、本当にクロス・ファンクションができる実効性をしっかり保っていたきたいと思います。

もう一点、ハード面に加えて気になるのが、この課長が持つ権限なんですね。幾らいろいろなところに行って調整をしても、最終的にこの課長が持つ権限が強くなければ、実際いろいろなものが動いていかないわけで、具体的にクロスファンクション担当課長にはどの程度権限を持たせるのか、イメージを教えてください。

人材課長

こういったポスト、職の権限をどうするかというのは、これから十分に考えていかなければいけない部分だと思います。ただ、少なくとも今申し上げられるのは、担当課長ということで、各局の総務部門、改正案の総務部門の中で担当課長という職を置くわけですけれども、局横断的な課題に対する取組に関しては、局長の命を受けて責任を持ってやっていくということでございますので、ラインの中でなかなか権限上、これはできないということではなくて、正に各局の局長の命を受けて対外的、部局間の調整をしていく、こういうことをやらせるための権限というか、そういう体制にしていきたいというふうに考えてございます。

谷口委員

是非つくっただけで終わらないように、しっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、湘南国際村協会について少しお伺いしておきたいと思うんですけれども、平成元年に設立ということで、民活を使って設置されたものだというふうに伺っておりますけれども、ちょうどバブルの頃ですよ。設立以来、10億円を出資していますけれども、最初に、どういう考えで出資を行ったのか確認しておきたいと思います。

地域政策課長

湘南国際村協会に対する 10 億円の出資の経過でございますが、今委員のお話がありましたとおり、湘南国際村協会は、湘南国際村基本計画を具体的に進めていく主体といたしまして、旧民活法のスキームを活用いたしまして県が民間企業に出資を呼び掛けて設立された法人でございます。

その際の県の出資の考え方でございますけれども、国際村協会は、湘南国際村における学術、文化等の交流の中核施設でございます湘南国際村センター、こちらを建設、運営する主体でございますので、その設立に当たりましては、県、横須賀市、また葉山町、政策投資銀行、こういった公的機関で株式の過半数、具体的には約 6 割の株式を保有するというところにいたしまして、協会の運営に関する法的なコントロールを可能にしたというところでございます。

このことによりまして、公的セクターである会社経営に対し実質的な決定権を行使することが可能になりましたし、また、県といたしましては、資本金の 3 分の 1 以上の出資割合、具体的には 40%でございますけれども、そちらを保有いたしますので、定款の変更等、特別決議事項に対しましても単独で拒否権を行使し得るということが可能なことになっております。

谷口委員

設置の経緯は分かりました。ただ、10 億円という金額は、先ほどから議論させていただいているように、県の財政を考えれば大きな金額ですよ。

確認しておきたいんですが、今回の緊急財政対策の検討の項目の中に湘南国際村協会というのは対象になったかどうか確認させていただきます。

行政改革課長

湘南国際村協会と県の関わりの中で、いわゆる県有施設、県民利用施設というカテゴリーの中では、湘南国際村協会の一部分を区分所有しているという整理になりますので、いわゆる県有施設一覧の中からは除いた整理になっております。

谷口委員

今後、これは検討課題、対象の中に入っていくんですか。

行政改革課長

いわゆる県主導第三セクターという整理の中で、やはり湘南国際村協会につきましても自立化に向けてどのような工程、経営改善が図られるかというところでは指導していく話になろうかと思っております。

谷口委員

過去の記録を読むと、湘南国際村協会については、この委員会でも様々議論があったというふうに承知しております。その上で、もう既に設立されてから約 24 年、四半世紀近く過ぎてはいますが、この出資を、例えば株を売却して県が関わりをなくすというようなことも、今の緊急の財政状況を考えると、そういうことも検討の課題になるのではないかなと思うんですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

地域政策課長

10 億円の出資の取扱いということでございますけれども、湘南国際村協会の現状をお話しさせていただきますと、湘南国際村協会は設立されてから約四半世紀がたっているところでございますけれども、協会の財務の状況といたしま

しては、設立当初から数年間は施設の建設に係るいわゆる支払利息等が経営を圧迫していた、そのような経過もございますので、それ以降は景気の変動に応じて赤字になる年もあれば黒字の年もあると、そういった状態を繰り返しているところでございますが、現時点では約8億円の累積損失を抱えている状態でございます。

そもそも湘南国際村協会は、県が広く民間に出資を呼び掛けて設立した、こういった経緯もございますので、そうした中、県の財政状況が厳しいところではございますけれども、仮に県が株式を売却するというようなことになると、他の株式にも出資回収の動きが広がる、そういった可能性もございますし、会社の信用に疑義が生じるとともに、また、顧客が利用を差し控える、こういった会社の存立が極めて厳しい状況に置かれるというようなおそれもございません。

こうしたことから、県が株式を売却いたしまして、協会が純粋な民間企業になると、そういうことにつきましては、やはり解決すべき問題が多いというのが現状でございます。

谷口委員

今のお話ですと、まずは累損を解消していかなければいけないということが一番大きな課題になっているということでしたけれども、8億円というかなり大きな累損があるというお話ですが、県として今後どうやって解消に向けていくのか、その取組はどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

地域政策課長

累損の解消に向けた取組ということでございますけれども、国際村協会の経営改善を図る上では、何よりもセンターそのものの利用促進を図っていく、これが非常に重要であろうかと考えております。そのため、協会自らももちろん、例えば過去に利用されたお客でありますとか、あるいは新規の利用者、こういったものを掘り起こすために、全体で十数名の会社でございまして、年間1,000件を超える訪問営業、これを重ねている。また、その成果といたしまして、国際的な新たな会議を昨年度呼んできたというようなことも実績として上がっているところでございます。

また、本来目的の会議等の誘致、これを補うものとして、個人利用でありますとか、あるいは学生等の団体等の利用、こういったものもインターネット等のメディアも活用いたしまして、販売実績を大変伸ばしているところでございます。

県といたしましても、湘南国際村計画の本来目的でございます学術、文化の交流、こういったものを進めるために、県のチャンネルを最大限利用しながら、新たな国際会議の誘致、こういったことに向けて協会と協働で主催者の訪問などを行ってまいります。

また、民間事業者から平成22年に譲渡されました緑地部分、例えば年に2回ほど植樹祭などを行っている部分がございますけれども、そういったところも活用いたしまして、本年度はそのエリアにおいてノルディックウォーキングのイベントなども実施するなど、国際村全体の知名度アップを通じまして、協会の運営を後押ししてまいりたい、このように考えているところでございます。

谷口委員

過去の記録を読ませていただくと、課長からは直接今言及がなかったですけども、国際交流の拠点という位置付けの部分では、かなり甘いのではないかという議論も出ております。この累損の解消に向けてしっかり取り組んでいただく、結果がやはり大事だと思いますので、そのところを要望しておきたいと思います。

もう一点、同じように神奈川県厚生福利振興会についてなんですけれども、こちらの方は端的に伺いますが、資料の一番最後の 74 ページ、保有している債券の中で円建て外債の比率がすごく高いので、それで円建てですので為替リスクというのが基本はないんでしょうけれども、ただ、75 ページの約定基準為替、または償還条件というふうなところを見ると、1ドル 80 円というふうになっているんですね。これの意味するところを、ドルは 80 円を今既に割り込んでいますけれども、割り込んだ場合の損失が出るのかどうか確認させてもらえますか。

職員厚生課長

為替相場が 80 円ということで設定しているものがありますけれども、これはもし 80 円を割り込んだ場合は、円高ということになりますので、78 円だとか 79 円だとかになった場合については、元本が償還時に保証されない可能性があります。

谷口委員

それぞれ平成 19 年に取得しているものが多いんですけれども、それぞれ満期は何年物になるんですか。

職員厚生課長

20 年とか 30 年とかの長期の保有で買っているものでございます。

谷口委員

そうすると、平成 19 年ですからまだ 5 年ぐらいで、あと 15 年とか 25 年とか残っているということによろしいんですか。

職員厚生課長

振興会が円建て外債を買っておりますけれども、これは満期まで保有ということでやっておりますので、振興会が勝手に途中で売却することはできません。それは公益法人の会計基準ということで決まっておりますので、一定の 30 年なら 30 年ずっと保有しているものでございます。

谷口委員

私も 74 ページの評価整理のところは、これは時価ですのでそんなに気にする必要はないかと思うんですけども、やはり満期時に 1ドル 80 円という設定がされているというところが、平成 19 年当時はここまで円高が進んでというふうな見通しはなかったんでしょうけれども、これは可能性としてかなりあると思いますので、こういう円建て外債は比較的為替リスクが少ないものなんでしょうけれども、今後やはりこういう少しリスクのあるものについては、是非慎重に運用していただくように要望しておきたいというふうに思います。

耐震化について、もう一度伺っていききたいというふうに思います。

先ほど午前、午後にわたって耐震化の面で様々な質問がありましたけれども、

最初に、クロス・ファンクションについてはお伺いしました。教育局は今住宅供給公社のビルに入っていますけれども、分庁舎の建て替え、また新館も免震になるか建て替えになるか最終的には分かりませんが、いずれにしても改修や分庁舎の建て替えによって周辺にある様々な部局を本庁内に集めてくるのが大事だと思うんですけれども、そういう余地はあるのでしょうか。

庁舎管理課長

現時点での事務室面積の推計に基づきますと、一番増加面積の少ない新庁舎を免震改修した場合、免震改修で生まれますスペースだけでは、現在民間ビルに入居しております、例えば本庁組織は三つのビルに入っておりますが、これを再配置できませんので、併せて分庁舎の建て替えと、あと第二分庁舎でコンピューターセンターの移転後のスペースの活用という余地がございますので、そういったものを活用すれば、本庁組織が入居している三つの民間ビルの借上げはほぼ解消できるものと推計しております。

なお、新庁舎を建て替えた場合には、それ以外に周辺に五つのビルがございますが、その分も再配置できる可能性が出てまいります。

谷口委員

そうした場合に、確認ですけれども、コスト的には幾らぐらい必要ですか。

庁舎管理課長

報告資料でお示ししました免震改修で、本庁組織が入っています三つの借上げビルを再配置する場合には、今現在の推計で約 250 億円から 260 億円、これは老朽化設備対応、津波対応、それらも含めたものでございます。

一方、新庁舎を建て替えた場合には、340 億円から 380 億円ほどというふうに試算しております。

谷口委員

教育局のように外にあったものを全部こっちに集めてきた場合のコスト削減効果を伺います。

庁舎管理課長

本庁組織三つのビルを解消した場合には、賃料 2 億円と、光熱水費の共益費、これは 1 億 4,000 万円でございますので、年間大体 3 億 4,000 万円ほどが削減できることとなります。

なお、周辺の五つのビルにつきましては、4 億 5,000 万円ほど削減できるのではないかというふうな試算をしております。

谷口委員

非常に大きな削減効果があると思いますので、最終的に新庁舎をどうするか、結論はこれからだと思いますけれども、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

それに関連して、私も昨年、本庁舎、県議会が入っている新庁舎に来て改めて感じたことなんですけれども、庁舎の名前なんです、あちらが本庁舎、ここが新庁舎、分庁舎があって第二分庁舎があるという、非常に分かりづらいですね。例えば県議会に来たいといったときに、新庁舎に来てくださいと言っても、中には場所がよく分からないという方もいらっしゃる。それに、昭和 41 年ですよ、こちらが。それで新庁舎かというんですね。明らかに建て



てかなり年数がたっているのに新庁舎という外から見てもやはり分かりづらいんですね。

ですので、耐震の建て替えなり免震化をやった時点で、例えば本庁舎は本庁舎でいいと思うんですけども、こちらの新庁舎を例えば第二庁舎、それでどっちにするか分からない、向こう側を第三、第四とか、若しくは西東を使うのか北南を使うのか分からないですけども、分かりやすい形の庁舎名に是非変えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

庁舎管理課長

委員御指摘のとおり、現在の庁舎名は建てたときの名称がそのまま使われてございます。したがって、今後県民利用の観点から、本庁舎の耐震化に併せまして、例えばみなとみらい線で来た場合あるいは自動車、バスで来た場合等を踏まえ、名称につきましては分かりやすい名称について検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

これは県民目線で分かりやすい名称に変えていただくように強く要望しておきたいと思います。

もう一点、大規模地震と津波のときの対応マニュアルについて若干お伺いしておきたいと思います。

例えば東京都では、これは防災訓練ですけども、条件を示さないブラインド型の訓練を去年大規模で、消防庁、自衛隊、また海外からの支援も含めてそういう訓練をやったというふうに伺っています。その中でブラインド型にすることによって、ありきたりの訓練ではなくて、様々な課題がそこで浮き彫りになってきて、課題を抽出して、そしてまたそれを次に生かしていく、そういう効用もあるというふうに伺っております。

簡単な例でいうと、ホワイトボードに漢字で携帯電話と書いている事例があったと。そんなことを書いている余裕があるのかと。それはもう片仮名でケータイでいいのではないかと思いますね。ちょっと細かな点ですけども、そういうことも分かってきたり、そういうブラインド型の訓練を実施するということも津波の避難訓練の中でも多少生かせるのではないかと。避難訓練と防災訓練とは違いますので、若干設定が違うかと思いますが、そういうことも可能ではないかと思うんですが、その点についてお伺いしたい。

庁舎管理課長

ブラインド型訓練につきましては、訓練の参加者に現場の被害の状況であるとか、あるいはその後のシナリオをあらかじめお知らせしないで実践に臨むような形で訓練を行うというものと承知しております。本庁舎におきます訓練の際にも、そういったものは必要と考えております。

現在、本庁舎におきます対応マニュアルの素案を取りまとめまして、8月に訓練を実施し、幾つか課題も出て、それを見直して年内に再訓練をし、マニュアルを策定していきたいという段階でございますので、こういったものが整いました後、ブラインド型の訓練について、こういった形で効果的な訓練に向け取り入れられるか検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

8月に訓練を実施して、様々な課題が出てきたということでありませうけれど、それをしっかりと改善点を分析して次に生かしていくということが大事だと思ひますが、昨年11月にも訓練を行つていますよね。今回、それをどういふふうにし生かしたのか、確認させていただきたいと思ひます。

庁舎管理課長

昨年11月に主に、地震を中心とした訓練を実施いたしました。このときに視察した中消防署の方から、例えば避難する方が頭部を保護するために何もされてないとか、あるいは訓練において、一部の庁舎で津波警報の発表訓練も行つたんですが、その解除の放送がなされないまま訓練を閉じてしまったなどの指摘を頂いたところでござひます。

今回の訓練では、避難に当たりまして、ヘルメットもござひますが、例えばJRなどでは通常通勤などに使うかばん、これを頭保護のために使うといった例も見ておりますので、そういったことをあらかじめ職員に周知したり、避難を完了するまで段階を追つて本部の方から放送を行うといった形で、津波警報の解除についても庁内放送の中に取り入れたと、そういった改善を行つたところでござひます。

谷口委員

しっかりと津波避難、大地震の避難の訓練の対象については、今まで行つてきたものをしっかりと総括をして、次に生かしていただくようお願いして、私の質問を終わります。